

○郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金減免基準について

平成29年4月1日

郡山市上下水道局告示第104号

郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成14年郡山市条例第19号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づく分担金の減免基準を次のとおり定める。

対象	減免できる率 (パーセント)	根拠条項
1 国又は地方公共団体が直接公用に供し又は供することを予定している宅地に係る受益者	50	条例第9条第1項第1号
2 地方公共団体がその企業の用に供している宅地に係る受益者	50	条例第9条第1項第2号
3 生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により支援給付を受けている者	100	条例第9条第1項第4号
4 特に分担金を減免する必要があると認められる受益者		条例第9条第1項第6号
(1) 郡山市消防団設置条例（昭和40年郡山市条例第92号）第2条に規定する消防団が消防用備品を格納する建物その他の工作物の設置のため使用している宅地に係る受益者	100	
(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設に使用する宅地（管理者、職員等が住居に使用する宅地又はその本来の目的に使用しない宅地を除く。）に係る受益者	50	
(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が教育の目的に使	50	

<p>用している宅地及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項に基づき設置された保育所に係る宅地（管理者、職員等が住居に使用する宅地又はその本来の目的に使用しない宅地を除く。）に係る受益者</p>		
<p>(4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する神社、寺院、教会等の宗教団体が同条本文に規定する目的のために使用する宅地及びこれに類する宅地に係る受益者</p>	50	
<p>(5) 町内会が使用する集会所等の宅地に係る受益者</p>	50	
<p>(6) 実情に応じ減免することが必要であると上下水道事業管理者が認めた受益者</p>	上下水道事業管理者が定める率	